

国民福祉水準向上への寄与

—金融機関の立場から—

橋本 光憲

目次

はじめに

1. 検討の前提としての諸定義
2. 中小企業の位置付け
3. 中小企業と金融仲介
4. 銀行以外の中小金融機関
5. 「員外貸出」規制の逸脱
6. 主要金融機関の資金量・貸出・有価証券投資残高
7. 健全化・効率主義的銀行経営は、福祉金融と両立できるか
8. 時間的資源配分としての住宅ローン
9. 国民の生涯生活設計の豊かさの最大化への銀行の寄与

はじめに

本稿では、主に「国民の生涯生活設計の豊かさの最大化への銀行の寄与」について議論する。そのために、以下の二つのテーマを設定して検討する。

- ①「健全化・効率主義的銀行経営は、福祉金融と両立できるか」
- ②「時間的資源配分としての住宅ローン」

従って、対象となる経済主体は、①の場合には、主に中小〔零細〕企業であり、②の場合には、主に個人（個人事業者を含む）ということになる。

「国民福祉水準の向上への寄与」という課題と関連した二つのテーマを考えるに当たって、想起される前提条件は、主に以下のようなものになる。

まず、「福祉水準」とは何かであるが、「社会福祉」(Social Welfare) との関連性

が強いとみれば、そこには国家予算の中の社会福祉費、年金、賃金あるいは生活水準全般、さらにはその国際比較など、さまざまな検討ポイントが挙げられる。その中で、あるいはその他で、どのような点に課題を絞ったらいいかを検討しなければならない。

テーマ①は、現銀行法（1992年6月改正、96年6月改正、等を経た）や大蔵省、金融庁等の指向する銀行経営の健全性あるいは銀行経営のあり方としての効率主義と「福祉金融」とは相容れないものか、それとも金融機関側が積極的に両立を図るべきものなのかを究明すべきであろう。いわば、官対民の意識レベルの問題にもつながろう。

また、その手法としては、金融仲介機関が業として受け入れる資金〔預金〕は、個人、個人事業者、零細・中小企業から主に寄せられている。一方、「銀行離れ」志向が強くなっている大口借り入れ先（主に大企業、中堅企業）との相関関係からも検討する要があろう。その場合、銀行に対しての顧客側の預貸率（預金残高と借入金残高の比率）は、有力な指標となろう。さらにいえば、銀行取引の採算ないしメリット（フィービジネスを含めた）の計量化ということもあろう。

「庶民金融」は比較的低所得の個人に対する小口金融と解されるが、それよりも対象・金額を大きくしたものが、「福祉金融」といえるのかも知れない。個人の場合には、背景として、未組織の個人〔家計〕や一部の消費者運動等を想定する必要があるようだ。

②のテーマの方は、今述べた「生活者としての権利意識」的なものが背景にあろう。

生活経済学的思考によれば、生活者としての個人〔家族〕は、年齢・家族階層ないしは給与水準の変化に応じてさまざまな消費行動を行う。一方、生活者である個人階層は、銀行に対して預金者・借入人として、大きな利益を与えている存在である。その割には、銀行は報いていない。個人階層はもっと報われて然るべきだ、という思考がありそうだ。それが、住宅ローンなどでライフサイクルの変化に対応する銀行の施策の充実・強化を求めているのだ、と考えるべきなのだろう。

消費者ローンでは、日米ともに乗用車の年代毎の買い換え行動が似ている。住宅ローンの場合は、米国ではモーゲージローン（住宅抵当貸付）が発達しており、家族構成の変化に伴う住宅の買い換えが、日本より自由である。なお、ローン全体については、金融機関の業態別比較、公的機関（住宅金融公庫、東京都、など）の動向にも注意したい。

以上は、個別的な検討に先立っての包括的な見方であり、多分に仮定の要素も含まれている。従って、これを一つの「叩き台」として、以下検討を進めることとしたい。

1. 検討の前提としての諸定義

(1) 「国民」あるいは「国民福祉」とは

ここでは、国語辞典的な解釈を求めている訳ではなく、国民総生産（GNP）とか国民経済計算といった場合の「国民」を考えねばならない。その関連では「国民概念」という言葉がある。これは、国民経済計算上で国内概念と国民概念を区別するための用語で、前者は「国内領域に結びつけられる」概念を、後者は「居住者である経済主体に結びつけられる」概念を指している。「国民経済計算」とは、簡単にいえば、国民経済の集計システムであり、その中で日本銀行が公表する「資金循環（勘定）表」では、日本の経済主体は、日本銀行部門、民間金融機関部門、公的金融機関部門、中央—地方政府部門、企業部門、個人部門と分けられる。

しかし、「国民福祉」といった場合、このような厳密な区分はされるだろうか。「国民福祉」という言葉自体は単なる合成語と思われるが、「国民純福祉」とか「国民福祉指標」などの用語はある。後者の例で説明すると、「GDP（国内総生産）の増加が必ずしも国民福祉の向上に結びつかないとの反省から、新しく検討されている指標。GDP から環境破壊、通勤時間、防衛等の費用を控除し、家計労働、余暇等の貨幣評価額を付け加える考え方」とあるので、参考になろう。

(2) 「福祉」、「福祉水準」、「福祉金融」とは

福祉についてはさきに述べたが、福祉国家、福祉社会等の言葉もあるが、福祉サービスが具体的である。「福祉サービス」の対応する内容はきわめて多様多次的であり、1人の人間の福祉サービスを考える場合、複合的な構成要素を持つことになるが、根本的には、「身体面の福祉（健康）、物質面の福祉（豊かさ、最低限度保障）、精神的・心理的な面の福祉（安らぎ、精神衛生）など」が要求される。

その延長線上で、「福祉水準」もあり、「豊かさ」の尺度にも通ずるものがある。また、「福祉金融」も物質面の福祉の一環として位置づけられるのだろう。ただし、それを提供する主体が官なのか民なのか、それとも両方であるべきなのか、一考を要する。

(3) 庶民金融と福祉金融、零細企業と中小企業

「庶民金融」とは、金融業界で一定の理解がなされている用語で、古くは、質屋、無尽、など、最近では、サラ金、手形割引業者、貸金業者、など零細企業・個人など生業に近い事業を対象とする金融である。「福祉金融」の方は、そういったイメージはないが、まだ内容は必ずしも熟しておらず、老人・母子家庭向けの「福祉定期預金」とか、むしろ制度問題としての実質ゼロ金利下の低金利につながっているのかもしれない。

私見では「零細企業」という制度的な規定はなく、一種の感覚的な言い方であると理解している。中小企業の「小 (small, smaller, small-sized) 企業」に相当しようが、特に明確な区分はない。「中小企業白書」では、「小規模企業」支援対策、「小企業」等経営改善といった項目もあるが、定義は見当たらない。

一方、中小企業の方は、99年12月に施行された「新中小企業法」によって、中小企業の範囲が改定され、定義も明確化されたので、問題ない。(下記参照)

2. 中小企業の位置づけ

(1) 中層企業の定義変更とその背景¹⁾

中小企業政策の理念が、「大企業との格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力のある成長発展」に転換したことにより、中小企業の対象範囲についても、従来の「生産性、賃金等で大企業との格差が存在する層」から、「企業が積極的な事業活動を行う際に必要な各種の経営資源を、市場から調達することが困難な層」を中小企業としてとらえ直す必要が生じた。

また、昭和48年に中小企業の定義を改定してから26年が経過し、その間に物価水準が3倍程度になり、一企業当たりの資本金額もおおむね3倍から5倍に増加する等、経済の実態も大きく変化している。そこで昨年(99年)の中小企業基本法の改正に当たり、政策理念の変更と同時に、中小企業の定義も改正された。

具体的には、製造業その他の事業を営む企業については、資本金基準は1億円以下から3億円以下に、卸売業については、資本金基準が3,000万円以下から1億円以下に、小売業については、資本金基準が1,000万円以下から5,000万円以下となった。

サービス業については、資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げられるとともに、近年情報サービス業や人材派遣業など1企業当たりの従業者数が多い業種がシェアを拡大していることを踏まえ、従業者数の定義も100人に引き上げられた。

第331-2図 中小企業の範囲の変更

	改正前の中小企業基本法の定義	改正後の中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金1億円以下又は従業者数300人以下	資本金3億円以下又は従業者数300人以下
卸売業	資本金3千万円以下又は従業者数100人以下	資本金1億円以下又は従業者数100人以下
小売業	資本金1千万円以下又は従業者数50人以下	資本金5千万円以下又は従業者数50人以下
サービス業	資本金1千万円以下又は従業者数50人以下	資本金5千万円以下又は従業者数100人以下

(注) 中小企業金融公庫法等においては、政令により旅館業は資本金5千万円以下又は従業者数200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業者数300人以下を中小企業としている。

(2) 中小企業の果たしている役割

総務庁の「事業所・企業統計調査」データによれば、基本法改正後の時点で、中小企業の数、約5百万社、従業者数（常用雇用者のほか、有給役員、個人業主、無給の家族従業者、臨時雇用者の合計）は、41百万人強、雇用者数（会社の常用雇用者数と個人事業者を含む従業者数の合計）は、32百万人強になっている。

また、通産省・中小企業庁の「商工業実態基本調査」データによれば、平成10年におけるわが国の製造業、卸売業、小売業の合計売上高は863兆円であり、このうち、中小企業は367兆円、全体の43%を占めている。中小企業の定義改正により、中小企業の売上高は合計94兆円増加した。

営業利益でみると、わが国の上記3業種の営業利益は合計は21兆円であり、うち中小企業は10兆円と、全体の46%である。中小企業が製造業、卸売業、小売業においてわが国の雇用、販売の面でいかに重要な役割を果たしているかが分かって来よう。

3. 中小企業と金融仲介

以下では、金融仲介が中小企業に対していかに機能しているか、あるいは機能していないかについて、調べる。基礎データについては、おおむね中立的な立場にあると理解される全国銀行協会の『図説わが国の銀行』同金融調査部編、財経詳報社、2000年に主に依った。

(1) 金融仲介と銀行機能

わが国の金融システムは、ほぼ法人部門が資金不足、個人部門が資金余剰の流れにあって、銀行を中心とした間接金融の形態を維持してきた。第一次石油危機以降は国債の大量発行により政府が最大の資金不足部門となった。一方、大企業は資本市場からの資金調達へとシフトしていった。バブル期以降は企業はおおむね資金余剰となった。この間にあって、銀行などの金融機関は資金過不足の仲介機関としての役割を果たしてきた。

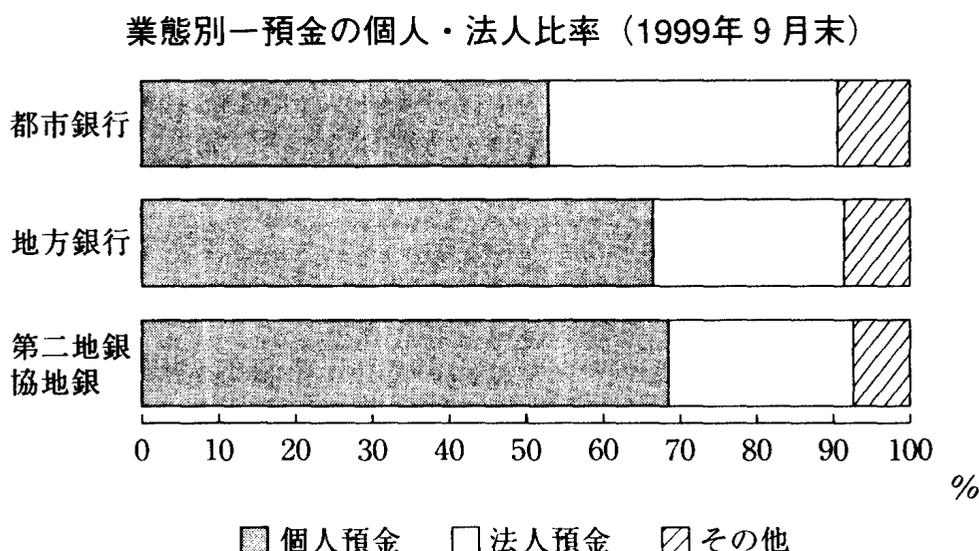
(2) 普通銀行の業態別預金・貸金比率

普通銀行は、業態別には都市銀行、地方銀行と第二地方銀行協会加盟の地方銀行（第二地銀協地銀、もと相互銀行で、略して第二地銀）に、三大別される。

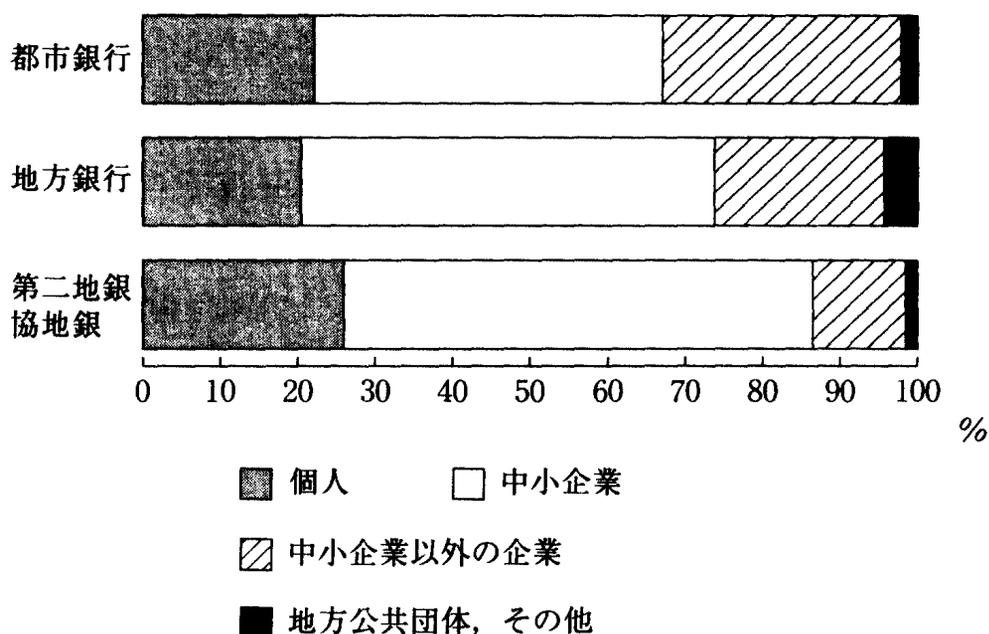
都市銀行の貸出先には、大企業が多く、預金面でも法人預金のウエイトが高かったが、近年は大企業・製造業を中心とした借入資金需要の減退から、中小企業や個人向け貸出のウエイトが急速に高まっている。

一方、地方銀行は地場産業向け金融が中心で、貸出先には地元の中小企業が多く、また預金面でも地元企業、個人預金のウエイトが高い。第二地銀は、地方銀行同様、地元中小企業、個人を主な基盤としている。

もちろん、個人預金や個人向け貸出は、信託銀行や長期信用銀行、信用金庫や信用組合などの他の金融機関、さらには郵便局などに分布しており、下記の図がすべての数字を表している訳ではない。



業態別一貸出の貸出先別比率（1999年9月末）



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」

4. 銀行以外の中小企業金融機関

協同組合組織金融機関—信用金庫、信用組合

わが国では、中小企業金融を円滑にするために、各種の金融機関が設立されており、民間金融機関としては、協同組合組織金融機関である信用金庫、信用組合がその役割を担っている。

信用金庫は、「信用金庫法」に基づく会員組織の金融機関であり、営業区域は定款で定められた範囲とされている。また、貸出も原則として会員である中小企業と個人に限られているが、預金は一般から受け入れることができ、ここが信用組合との最大の差といえる。

一方、信用組合は、「中小企業等協同組合法」および「協同組合による金融事業に関する法律」に基づく会員組織の金融機関である。信用組合は信用金庫よりも協同組合的色彩が強く、一定地域内を基盤とする地域信用組合、特定業種を基盤とする業域信用組合、特定職場を基盤とする職域信用組合の3種類がある。また、貸出、預金ともその対象が、原則として組合員である中小企業や個人に限られている。

「員外貸出」については、信用金庫の場合は、「会員以外の者の利用は、貸出総額の20%まで」、信用組合の場合は、「組合員以外の者の利用は貸出総額の20%まで」との制限が課されている。問題は、後で述べるように、この制限が監督不十分のた

めにしばしば守られなかったことにある。

このほか、中小企業金融機関としては、中小企業によって組織された組合に対する金融の円滑化を図るため「商工組合中央金庫法」に基づいて設立された商工組合中央金庫がある。商工中金には政府が出資しており、また発行する金融債の一部が財政投融资資金で引き受けられるなど、政府の関与が強い機関である。

以上の中小企業金融機関とは性格が異なるが、「労働金庫法」に基づいて設立されている労働金庫は、労働者の団体を中心とする協同組織の金融機関であり、労働者の生活向上を図るために必要な金融事業を行っている。なお、労働金庫も員外貸出として「会員以外の者の利用は貸出総額の20%まで」という制限がある。

政府系金融機関には、さらに国民金融公庫がある。戦前からの庶民金庫および恩給金庫の業務を継承して昭和24年に設立された政府金融機関で、一般の金融機関から融資を受けることが困難な零細企業や国民大衆に対し小口の事業資金の貸付を行うことを目的としている。99年10月、環境衛生金融公庫と統合して国民生活金融公庫へと衣替えした。

中小企業信用公庫は、中小企業の事業振興に必要な設備資金や長期運転資金の融資を行うことを目的とする政府金融機関で、昭和28年に設立された。

金融機関別中小企業等向け貸出金額・シェアの推移

(単位：億円、()内は%)

年月	国内銀行				中小企業金融機関	信用金庫	信用組合	公庫等	公庫等			合計
	都市銀行	地方銀行	第二地銀	商中					工金	国民公庫	中小公庫	
93. 3	2,790,695 (72.4)	1,282,226 (33.3)	821,420 (21.3)	396,703 (10.3)	780,633 (20.3)	604,021 (15.7)	176,612 (4.6)	281,229 (7.3)	115,906 (3.0)	80,920 (2.1)	84,403 (2.2)	3,852,557 (100.0)
94. 3	3,282,992 (74.1)	1,555,490 (35.1)	955,618 (21.6)	449,550 (10.1)	847,515 (19.1)	661,369 (14.9)	186,146 (4.2)	299,432 (6.8)	118,066 (2.7)	89,011 (2.0)	92,355 (2.1)	4,429,939 (100.0)
95. 3	3,310,416 (73.9)	1,540,365 (34.4)	974,760 (21.8)	460,129 (10.3)	869,732 (19.4)	679,157 (15.2)	190,575 (4.3)	298,661 (6.7)	117,432 (2.6)	92,295 (2.1)	88,934 (2.0)	4,478,809 (100.0)
96. 3	3,382,103 (74.3)	1,555,125 (34.2)	1,011,722 (22.2)	467,972 (10.3)	885,625 (19.5)	698,982 (15.4)	186,643 (4.1)	284,282 (6.2)	116,188 (2.6)	90,200 (2.0)	77,894 (1.7)	4,552,010 (100.0)
97. 3	3,394,793 (74.7)	1,555,478 (34.2)	1,016,278 (22.4)	465,982 (10.3)	874,735 (19.2)	702,014 (15.4)	172,721 (3.8)	275,243 (6.1)	113,700 (2.5)	89,056 (2.0)	72,487 (1.6)	4,544,771 (100.0)

(資料) 全国信用金庫協会「信用金庫」より作成

5. 「員外貸出」規制の逸脱

問題は、さきに指摘した「員外貸出」の制限についてである。信用金庫については、「会員以外の者の利用は貸出総額の20%まで」、信用組合については、「組合員以外の者の利用は貸出総額の20%まで」とされている。

90年代に入ってバブルが崩壊し、96年には住宅金融専門会社（住専）への融資が回収不能となり、その第一次損失処理に当たって、6,850億円の税金を投入した。90年3月、大蔵省が「土地関連融資の抑制について」の通達を出し、総量規制（不動産業、建設業、ノンバンクの三業種規制）をかけたが、全国信連協会（信連、信用農業協同組合連合会）は「三業種規制」の対象外で、土地関連融資規制は「尻抜け」となった。その結果、農協系金融機関の土地融資は急増し、後に農協（農業協同組合）の救済への途を開いたのである。信連傘下には、個別の農業協同組合（農協）があり、組合員外にも「組合員の事業の利用分量額の5分の1以内でその施設を利用させることができる」とされている。

既に、80年10月16日の大蔵省・農水省通達で、信連の住専向け融資を「銀行その他の金融機関に対する貸付」とし、信連の員外融資規制（農協の組合員以外への融資は、組合員に対する融資の20%以下とするという規制）の対象外としている。この80年通達の背景には、農家の兼業化、土地売買代金等の収入増などにより、農協自体が余裕資金の運用先を求めたことがある。また、79年に農協系金融機関を母体として8番目（最後）の住専である「協同住宅ローン」を発足させたこともある。

農協の住専融資は「当局公認」とはいえ、末野興産などの商業用ビルの開発・運転資金の貸付など、「住宅の取得に必要なもの」という通達に違反する事例も多かった。²⁾ より具体的には、平成6年に表面化した東京都の二信組問題（東京協和信用組合、安全（！）信用組合の破綻）にしても、員外貸出の監督不十分に一半の責任があったといわれる。当時、信用組合の監督機関は原則として都道府県知事であったが、2000年4月からは金融監督庁（現金融庁）に移管された。

95年春の東京都労働経済局発表によると、信用組合の員外預金は総預金額の20%を超えてはならないという規制があるが、都内の信用組合のうち、この規制に違反しているところは63.6%に達していた。また、同一人に対する貸出と保証の合計額が、広義自己資本の20%相当額と8億円のいずれか低い方を上回ってはならないという大口融資規制があるが、この規制に違反していた都内信用組合は49%であった³⁾と、いう。

これをもとに全国ベースで推測すると、員外預金の割合は約45%に（員外預金規制によれば20%を超えてはならない）、融資限度額8億円以上が20.6%に及んでいる。つまり、信用組合のルール違反は常態化しているのである。信用金庫業界には「モラルなし」というのか。まさに、「ルールあって無きがごとし」の惨状である。

6. 主要金融機関の資金量・貸出・有価証券投資残高

わが国の金融機関の資金量の総計は、99年8月末現在で、政府系金融機関を含め

金融機関別 資金量・貸出・有価証券投資残高
(1999年8月末現在、国内店ベース)

(単位：億円，%)

金融機関種別	金融機関数	預金等		(系統預け金)	貸出		有価証券	
		残高	構成比		残高	残高	構成比	残高
		億円	%	億円	億円	%	億円	%
国内銀行	170	5,560,587	46.6	—	4,651,532	58.7	1,358,348	42.5
都市銀行	9	2,481,493	20.8	—	2,130,763	26.9	564,192	17.7
地方銀行	64	1,734,191	14.5	—	1,335,186	16.8	380,365	11.9
地方銀行Ⅱ	60	612,589	5.1	—	512,723	6.5	109,649	3.4
信託銀行	34	298,622	2.5	—	303,163	3.8	190,931	6.0
長期信用銀行	3	433,686	3.6	—	369,696	4.7	113,209	3.5
信託(専業34,兼営20)		1,476,064	12.4	—	169,621	2.1	1,138,678	35.7
全国信用金庫連合会	1	165,482	8.9	—	60,728	0.8	92,623	2.9
信用金庫	395	1,024,008		126,846	700,764	8.8	198,549	6.2
商工組合中央金庫	1	129,451	1.1	—	111,560	1.4	21,422	0.7
全国信用協同組合連合会	1	32,075	1.7	—	16,726	0.2	4,915	0.2
信用組合(7月)	316	199,665		32,547	148,419	1.9	24,713	0.8
労働金庫連合会	1	30,295	0.9	—	1,353	0.0	24,456	0.8
労働金庫	41	112,383		29,277	70,971	0.9	14,893	0.5
農林中央金庫	1	387,592	7.0	—	183,085	2.3	151,656	4.7
信用農業協同組合連合会	47	490,689		306,827	64,119	0.8	115,985	3.6
信用漁業協同組合連合会	35	22,863	7.0	12,555	8,558	0.1	2,250	0.1
農業協同組合(7月)	1,579	698,647		448,808	219,051	2.8	44,218	1.4
漁業協同組合(6月)	941	14,634	12,072	6,035	0.1	248	0.0	
郵便貯金(速報)	1	2,568,745	21.5	—	—	—	—	—
政府系金融機関	11	—	—	—	1,513,764	19.1	—	—
合計	3,541	12,913,180	100.0	968,932	7,926,286	100.0	3,192,954	100.0
資金運用部	—	4,383,945	—	—	3,334,139	—	1,039,497	—
簡易保険	—	1,128,400	—	—	299,412	—	613,618	—
生命保険(7月)	44	18,758,761	—	—	570,100	—	1,021,882	—
損害保険(7月)	34	309,359	—	—	59,727	—	169,835	—

(注) 政府系金融機関(11)は、99年10月の日本政策投資銀行、国際協力銀行設立以前の計数。

(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」などから作成。

て1,291兆円に達している。これを業態別にみると、国内銀行が556兆円で全体の46.6%と大きなシェアを占めている。その他、中小企業金融機関が155兆円（全体の11.7%）、農林漁業金融機関が122兆円（同7.0%）、郵便貯金は256兆円（同21.5%）となっている。

次に、貸出残高をみると、99年8月末現在、792兆円に達している。これを業態別にみると、国内銀行が465兆円、全体の58.7%という大きなシェアを占めている。この他、中小金融機関が全体の13.1%を、農林漁業金融機関が同6.1%のシェアを占めている。一方、政府系金融機関は151兆円と全体の19.1%に達する。有価証券投資残高は、319兆円に達しており、国内銀行が全体の42.5%と大きなシェアを占めている。

7. 健全化・効率主義的銀行経営は、福祉金融と両立できるか

(1) 銀行経営の基本原則

私的企業経営の基本的理念は収益の追求にあるが、銀行などの金融機関は、その特殊性からそれに加えて社会的・公共的な責任を果たすことが、一般の企業以上に要請されている。

このことは銀行法（93年4月施行）第1条（目的）において、法の基本理念として第1項で「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする」とされ、また第2項では「この法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない」とされていることでも明らかである。

以上のような金融機関の特殊性からくる銀行の経営理念としては、公共性。健全性、収益性の3つの点があげられるが、これらについては一々多言を要しないであろう。設問は、健全化（健全性）と効率主義（収益性）を前提としている。収益性を追求するあまり、公共性や健全性を軽視することは許されない。したがって、収益を高めるためには、経営の合理化、効率化が強く要請されることになる。

それ故に、上の説明で効率主義を収益性に置き換えたのである。となると設問の「福祉金融」とは、銀行の公共性につながるものであるといえる。

(2) 福祉金融と銀行の収益性

①福祉金融とはなにか

銀行経営の基本原則からは、国民経済全体を考えた上で、個人や企業の応じた金融サービスの提供、産業構造の変化、消費者金融市場の拡大等、金融自由化の進展などにも関連して、資金の適正かつ効率的配分という観点からも、「公共性」というますます大きくなる銀行の社会的責任の一環として、問題に取り組む必要性が見えてくる。

「福祉金融」については、有力な定義は見いだし得なかったが、議論の流れからも、「国民の福祉に貢献する〔できる〕金融」と理解して間違いなからう。そこでは、私企業としての利益追求（収益性、安全性）と福祉金融という思考（公共性）をいかに調和させるのか、あるいは両立させるのかが問われることになる。

②わが国の銀行の収益構造

世間では、「銀行は儲け過ぎだ」とか、「ゼロ金利政策は銀行を助けるものだ」あるいは「銀行員の給料は高すぎる」といったことが、よくいわれる。果してそうなのか。金融機関の経営指標としては、従来は「業務純益」を重視していた。全国銀行協会のディスクロージャー誌⁴⁾では、下記の図を掲げている。

業務純益の計算方法

資金運用収支（預金、貸出金、有価証券などの利息収支）	①
役務取引等収支（各種手数料などの収支）	②
特定取引収支（金利等の短期的な変動などを利用して得た収支）	③
その他業務収支（債券や外国為替などの売買損益）	④
業務粗利益（① + ② + ③ + ④）	⑤
一般貸倒引当金繰入額	⑥
経費（臨時的経費を除く）	⑦
債券費（債券発行銀行の場合）	⑧
業務純益（⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧）	

世間では、「業務純益」の絶対額を見て、欧米等との比較もせずに「儲け過ぎ」だとかいう。これが、92年に導入された BIS 規制により量的拡大が困難となり、規模の拡大から収益の確保を経営目標（量から質の経営）へ転換せざるを得なくなると、ROA（総資産収益率あるいは株主資本利益率）あるいは ROE（自己資本利

益率あるいは株主資本利益率)が重視されるようになったのである。

ROEについては、本年6月30日の業界紙「ニッキン」に下の図がでている。

日欧米のROE比較

三和	8.3	HSBC	21.81
大和	6.1	チェースマンハッタン	19.89
東京三菱	4.7	シティコープ	19.42
住友	4.6	ナットウエスト	18.77
第一勧銀	3.7	JPモルガン	17.05
さくら	3.7	ウエルズファーゴ	16.38
東海	3.7	バンクオブアメリカ	15.14
富士	3.5	BNP	10.09
あさひ	2.7	ドイツバンク	9.95

(注) 単位:%、当期利益ベース。邦銀は2000年3月期、連結ベース。外銀は99年12月期。

欧米主要銀行と比べ、日本の銀行のROE(株主資本利益率)格差が目立つ。この要因は資金運用利鞘の差で、米銀では4~5%あるのに対して、日本の銀行は1%程度であるためだ。また、フィービジネスも50対20位に少ない。⁵⁾

③資金運用収支と利鞘

「利鞘」(りざや)とは、資金運用金利と資金調達金利(例えば、貸出金利と預金金利)の差をいう。前に述べた銀行ディスクロージャー誌では、

●100万円を預金金利3%で預かり、貸出金利4%で貸し出した場合

利益 $4\% - 3\% = 1\%$ 利益 $100万円 \times 1\% = 1万円$

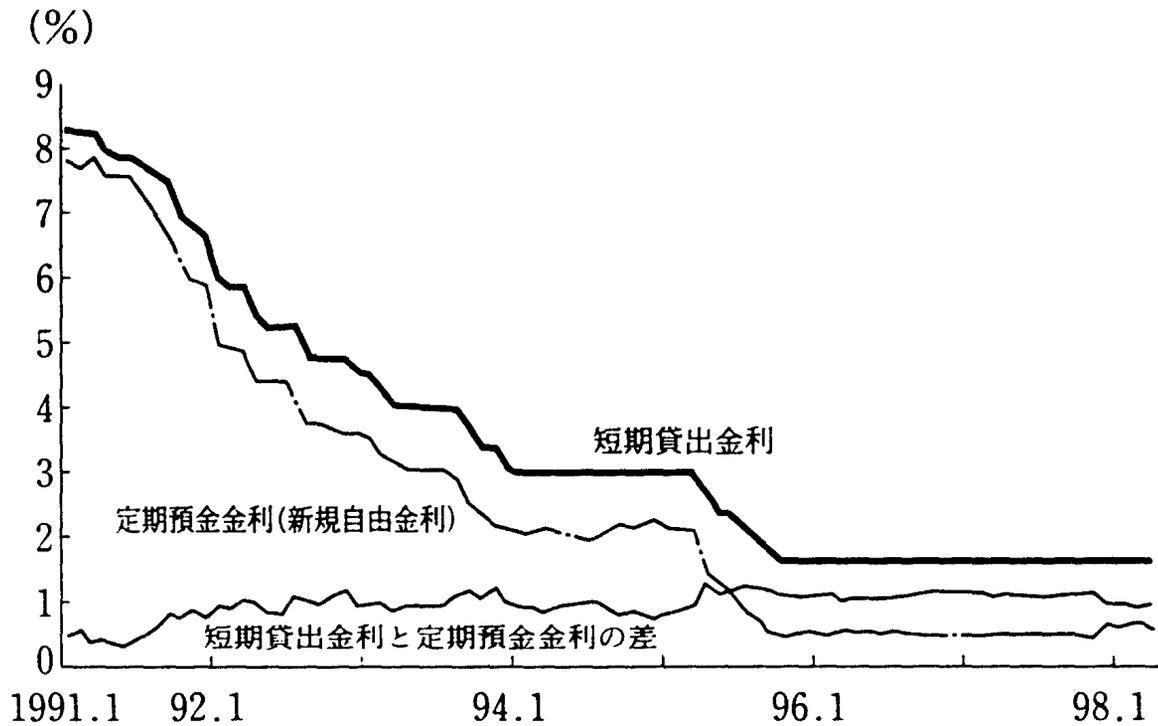
と利鞘の説明をしている。最近までの実績での利鞘(金利差)は、次の通り。⁶⁾

直近の事例で見ると、99年12月の国内銀行の貸出約定平均金利は、2.100%(短期は1.765%、長期は2.382%)であり、公定歩合を0.5%に引き下げた95年当時の2.788%(短期2.231%、長期3.249%)に比べると、大分下がっている。

一方、預金金利の方は、定期預金(自由金利分新規受入ベース、期間6カ月以上1年未満、預入金額3百万円未満)を基準として見ると、99年12月で0.113%と、95年の0.900%に比べ預金者に大幅に不利になっている。すなわち、 $0.900\% - 0.113\% = -0.787\%$ である。(資料-日銀「金融経済統計月報」、平成12年4月)

利鞘(金利差)では95年の貸金金利(2.788%) - 預金金利(0.900%) = 利鞘(1.888%)から、99年12月の貸金金利(2.100%) - 預金金利(0.1131%) = 利鞘(1.987%)へと、0.099%利鞘は僅かに拡大しているが、「銀行を助けている」とい

図5-1 銀行貸出金利・預金・金利差の推移



(資料) 日本銀行「経済統計年報」「経済統計月報」

われる程のものではない。

以上から見ると、銀行の利鞘は欧米比かなり低位にはあるが、その中でも「顧客により報いる途を探さねばならない」というのが、金融機関としての公共性の原則に基づく責務と言うことになろう。では、どういった階層に、どのような方法で報いければいいのか、これが次のテーマとなろう。ただし、計数的には現状の異常な預貸金金利水準が正常化された時点で、一定の見直しが必要となろう。

③福祉金融の対象となるべき階層

小論「個人・中小企業と金融仲介」⁷⁾で、取引先各階層の銀行における預金・貸金状況の把握に努めた。これは、マスとしてどの階層がどのように銀行に報いているか、その順位を探ったものである。その結果は、当然、福祉金融の対象となるべき階層を特定することにつながるであろう。

国内銀行（全銀行が対象）の預金業務を預金主体により区別すると、個人が預けたものを個人預金、金融機関を除く一般法人が預けたものを一般法人預金、金融機関が預けたものを金融機関預金、政府（国・地方自治体）が預けたものを公金預金

という。そのほか、非居住者が預けた非居住者預金がある。

このデータは、日本銀行の「金融経済統計月報」から得られるのであるが、悪いことに、統計上の欠陥により、「個人」には「個人事業者」を含んでおり、将来統計形態を変えない限り、純粹の「個人」の計数は得られないのである。一方、個人事業者の計数もないので、逆算して「個人」の計数を得ることもできない。

同じように、一般法人から中小企業を分離・区分することも不可能である。なお、貸出金については、中小企業基本法の改正によると思われるが、中小企業への貸出金が平成11年4月から表示されることになった。

今得られる「預金者別預金残高」を示すと、以下のようになる。(弊論文『個人・中小企業と金融仲介(前)』表3参照)

預金者別預金残高(98年度末、国内銀行ベース)

	預金合計	一般法人	個人	公金等	金融機関
残高(兆円)	462.50	144.09	277.78	23.82	16.81
構成比(%)	100.0	31.2	60.1	5.1	3.6

これを「銀行預金・銀行貸金の中に占める個人の比率」で見れば、次の通り。

単位：兆円

98年度末

銀行預金・銀行貸金の中に占める個人の比率

預金	277.78 (全体の60.1%)	[一般法人144.09]
貸金	68.62 (全体の14.6%)	[法人合計391.04]
預貸率	404.81%	36.85%

すなわち、階層としての個人(個人事業者を含む)については預金過多(預貸率100%超)、法人については貸金過多(預貸率100%未満)という一般的銀行取引傾向がうかがえるのである。個人からは多額の預金を受け入れることによって、銀行は個人客層から、いわば、恩を受けているのである。(弊論文、63ページ参照)

一方、中小企業についてはどうだろうか。既に中小企業の貸出先としての重要性は明らかである。弊論文60ページでも中小企業に対する貸出残高の推移を、時系列的に示しておいた。(次葉)

年	80	85	88	90	92	94	96	98
%	41.4	46.3	53.1	57.1	57.6	58.6	57.2	54.5

大企業と中小企業の財務構成を比較してみると、次のような結果が得られる。

大企業・中小企業の財務構成（1998年度）

		〔資産〕		〔負債〕			
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	(単位：%)	
流動資産		13.5	現金・預金 7.6	6.5	支払手形 3.8		
		3.9	受取手形 3.6	11.2	買掛金 10.1		
		11.9	売掛金 14.8	18.7	短期借入金 16.6		
		10.7	棚卸資産 9.9			11.1	41.6
		11.6	その他 9.6	10.4	社債 7.9		
51.5		45.5	46.9				
固定資産		38.6	有形固定資産 37.5	38.9	長期借入金 16.7		
					6.9		
					7.5		
48.2			54.1	4.8	法定準備金		
繰延資産		9.6	その他 16.9	3.9	6.5		
	0.3		54.5	0.5	12.9		
				4.9	剰余金	58.4	

(注) 中小企業 = 資本金 1 億円未満，大企業 = 資本金 1 億円以上

(資料) 大蔵省「法人企業統計年報」

(注) 中小企業基本法は、99年12月に改正・施行され、中小企業の定義が資本金 1 億円から 3 億円に引き上げられたが、上記の計数は改正前の中小企業の定義によっている。

「現金・預金」資産は、大企業が全体の7.6%であるのに対して、中小企業のそれは13.5%と、ほぼ倍に近い。その理由は、中小企業が大企業に比べて信用力が低く、手元流動性を手厚くしておかなければならないから、であると言われる。従って、中小企業は、平均していえば、B/S 資産残高の13.5%が現金・預金（2つの区分けはできないが）であるといえる。また、一般法人の預貸率である36.65%よりも高い（たとえば少なくとも40%以上の）預貸率であると推定できる。

これは、かなり大きな数字である、と言えよう。従って、「中小企業の金融的位

置付けは、銀行にとって、預金面からも高く評価すべきである」との答えが導き出せるのである。(弊論文、67-68ページ参照)

上記説明から、「預貸率」の面から、銀行が重視すべき階層は、次の順になる。

- ①個人階層・・・預貸率 404.81%
- ②中小企業・・・預貸率 40%以上(推定)
- ③一般法人・・・預貸率 36.85%

④顧客にどのような方法で報いればいいのか。

銀行が進めている顧客優遇策で、特に金銭的な優遇(預金金利の上乗せ、貸金金利の優遇)が、どのように行われているかを、今後の対策の一環として、見てみよう。

(1) 預金金利の上乗せ

預金金利の自由化の中で、唯一残されているのが、「当座預金金利の自由化」である。「当座預金の付利禁止」を残している理由は当局に聞くしかない。米国では、預金金融機関に小切手振り出し制限のないスーパーNOW預金口座、証券会社にMMF(投資信託で決済機能を持つ)が認められている。

新設のオリックス信託銀行は、7月からセゾンカード会員に新たなサービスを開始した。すなわち、月間平均残高が30万円以上あれば、セゾンカードの利用額に応じて、金利が上乗せされる「優遇金利付き普通預金」をスタートした。現在、通常の普通預金の金利は0.05%であるが、口座を開設した初回預入月と翌月については、金利が0.2%となり、とくに、7月・8月中に口座を開設した人はキャンペーンで0.5%が適用される。

以降はセゾンカードの利用額で金利が上がり、月10万円超のカード利用があれば最大1%の金利が適用される。

また、先日合併した中央三井信託銀行は、夏のステップアップキャンペーンということで、6月1日から8月21日まで、期間中、スーパー定期(2年以上、通常金利0.12%)に20万円以上入金した個人客に、2年以上5年未満の場合、金利を年0.2%プラス、5年以上の場合に金利年0.3%プラスと、金利上乗せを宣伝している。

一方、先日三行提携から下りた、あさひ銀行の場合は、盛んにリテールバンキングキャンペーンを打っているが、金利上乗せのような具体策は示されていないようだ。

(2) 貸金金利の優遇

都市銀行の中小企業向け融資対策として、「小口ビジネスローン」が、最近注目を浴びている。その特徴は、「短期・無担保」という点にあるようだ。これは、金融庁が要求する銀行貸出金の自己査定の推進、技法としての自動審査システム、企業格付けとも関連している。

中小企業に対する融資は、重要預金層対策として必要であるが、福祉金融という立場からは、小口ビジネスローン対象先は中でも重要である。その点で、都市銀行の事例として、次の三和銀行の事例を見ていただこう。

「三和銀行は、中小企業の商売繁盛を応援しています」として、「審査迅速」(原則3日以内)、「新規万来」(新規の方もOK)、「担保不要」(代表者の保証だけで可)とうたっている。詳細は下記の通り。

気軽に相談できる中小企業の運転資金融資——三和ビジネスローン

○最高1000万円までご融資可能 (100万円以上100万円単位)

ただし、最近決算の平均月商の範囲内。ご融資期間は1年。毎月末日元金均等返済(12回返済)

○年9%の固定金利

上記利率は平成12年7月10日現在の適用利率です。取組時の適用金利は金融情勢により変動することがあります。

○電話・インターネットでの申込書のご請求

申込みから審査結果回答までにご来店の必要がありません。

＜お申込みいただける方＞下記事項のすべてに該当する企業

業歴3年以上の営利法人(確定した決算書を3期分ご提出可能な企業)。最近決算売上が5000万円以上かつ債務超過でない企業。同一事業を同一場所で1年以上営んでいる企業。三和銀行にて本ローン以外の融資・与信取引のない企業。

これらの条件は、都市銀行の小口ビジネスローンの平均的形態といえる。＜お申し込みいただける方＞の条件は、明示されていて大変良い。このローンは主に新規先を想定しているようである。あるいは、従来預金口座しかなかった取引先である。この条件明示により、申し込み希望者は、事前に融資可否の自己審査ができるので、無用の手間やトラブルが回避できる。たとえば、税務

署への過少申告先（よくあるケースなのだが）の申込自粛をうながす効果もあるろう。

無担保融資なのだから、金利がやや高いのは止むを得ない。年間売上げ5,000万円以上で、借入限度を平均月商の範囲内としているのも、いい。なぜならこの「月商」という指標によって、個々の企業の体力に見合った貸出額が合意できるからである。一般的にいて、企業側はできるだけ多く借りようとする傾向がある。

(3) 企業の格付けのシステム化

最近の業界紙「ニッキン」⁸⁾に、川崎信用金庫の企業格付けシステムの事例が紹介されている。特に、中小〔零細〕企業には適切と思われるので、以下に概要を掲載する。



川崎信用金庫（寺尾嘉剛理事長）は、99年7月から新企業格付けシステムを導入、一年を経過し本支店で定着しつつある。同信金は、業界でも早い時期の93年に格付けシステムを導入したが、定性評価中心で企業実体にそぐわない面がでてきたため、98年からの自己査定実施に伴い、新システム導入で精度の向上を図った。財務評価を最高90%にまで高め、定性評価と合計した総合評価と、倒産危険度分析とのマトリクスで信用格付けを判定するのが大きな特徴。今年度は信用格付けに沿ったプライシング（付利）の推進を図る。

新システムは情報システム会社「情報企画」の協力で独自に開発（NEC製）。99年3月に4カ店、約4百先のシミュレーションを経て7月から稼働した。格付け対象は約1万8千の事業性融資先のうち融資残高3千万円以上の4,230先（6月末現在）で、法人融資残高の70%強を占める。

営業店は対象先の決算書を入手後内容を分析、「勘定科目調整依頼書」、不良債権・資産、役員からの借り入れ金などの調整を行う「財務データ修正依頼書」、業界動向、経営評価、経営者評価、従業員評価など28項目の「定性情報評価」の3種類を作成。

本部はデータ格付けシステムの入力、財務評価、定性評価、総合評価、倒産危険度分析、信用格付け判定などを行う。財務評価は10項目を抽出し、TKCデータとの相対評価で決定、百点満点で配点は項目ごとにウェイト付けしている。定性評価は原則として既取引先だけ。ポイントを絞り、例えば経営評価の研究開発では特許・実用新案の有無、ノンバンクとの取引などより具体的で新しい項目を入れた。

財務評価と定性評価を合計する総合評価は、企業規模（売上高・総資産・従業員）に応じウェートを5段階で変化させる。零細規模は財務評価70%、定性評価30%。5%刻みで変え、中規模以上は90%と10%。

倒産危険度分析は、資本構成、運転資金、収益の3つの視点から、期間比較を組み合わせた判定基準で判定する絶対評価、良好、静観、観察、警戒、危険の5段階で判定。

総合評価と倒産危険度分析を組み合わせて信用格付けのランクを判定する。警戒、危険の50点台から30点台のCD~Dのランク先から倒産企業は出ており、「精度は相当高い」（大塚哲・理事融資部長）と見ている。

信用格付けランクは13段階で自己査定の債務者区分とリンクさせ、償却・引当方針に反映、信用供与枠の設定にも活用している。事業先は年間1千先程度増えるために対象先を拡大していく。

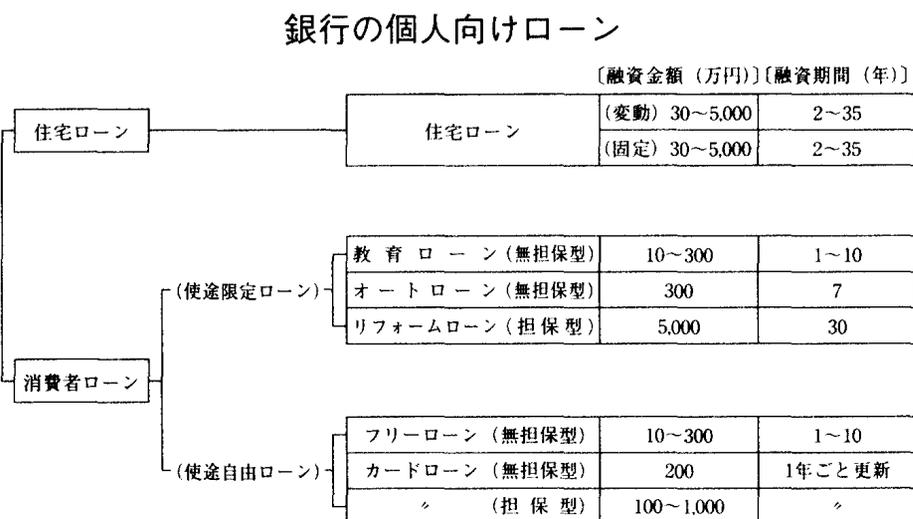


8. 時間的資源配分としての住宅ローン

ここで、本稿第二のテーマである上記について、消費者ローン、住宅ローン、ライフサイクル対策等のポイントで検討を行おう。

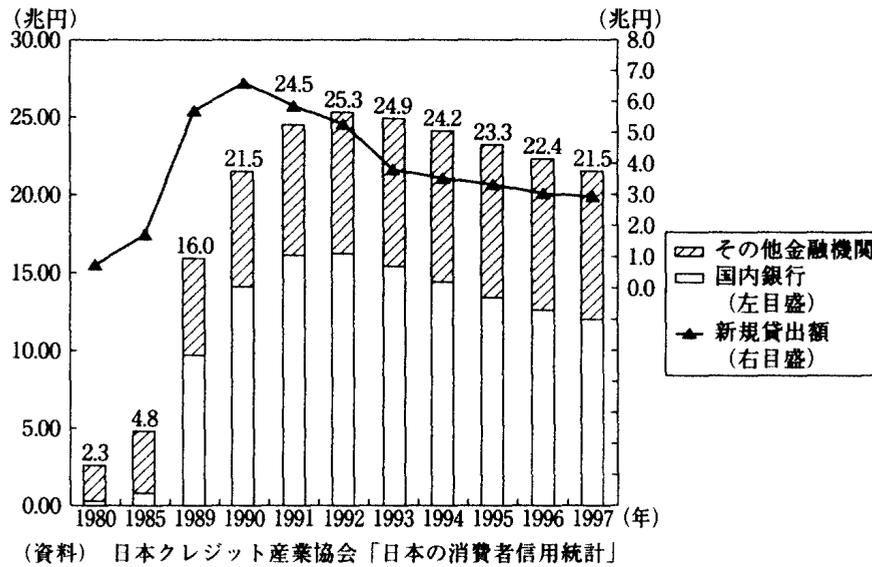
(1) 消費者ローンと住宅ローン⁹⁾

銀行の個人向けローンは、一般的に次の図のようになっている。消費者ローンの残高の動きをみると、資産価値の高騰を背景に、居住用資産や株式等を担保とする

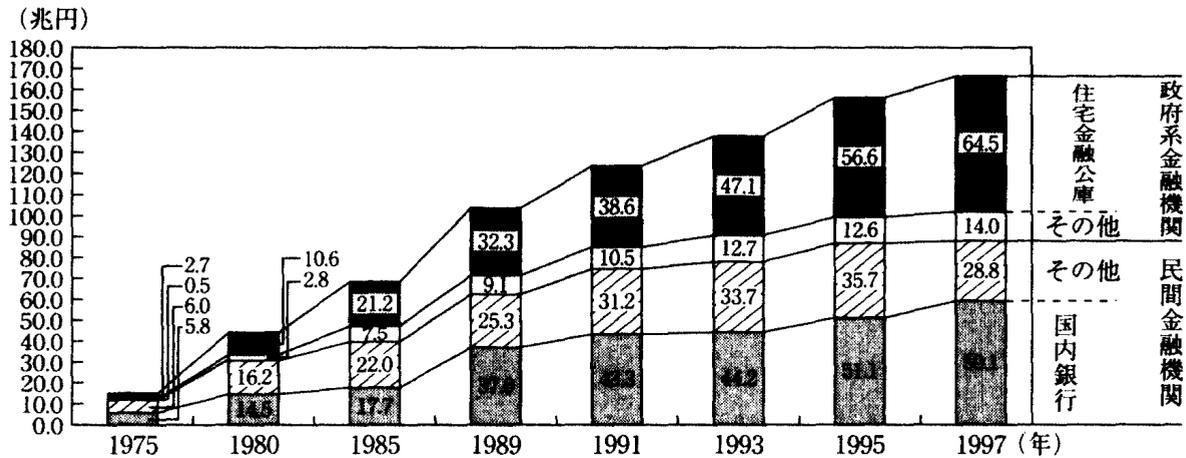


(注) 銀行によって取扱いが異なる。

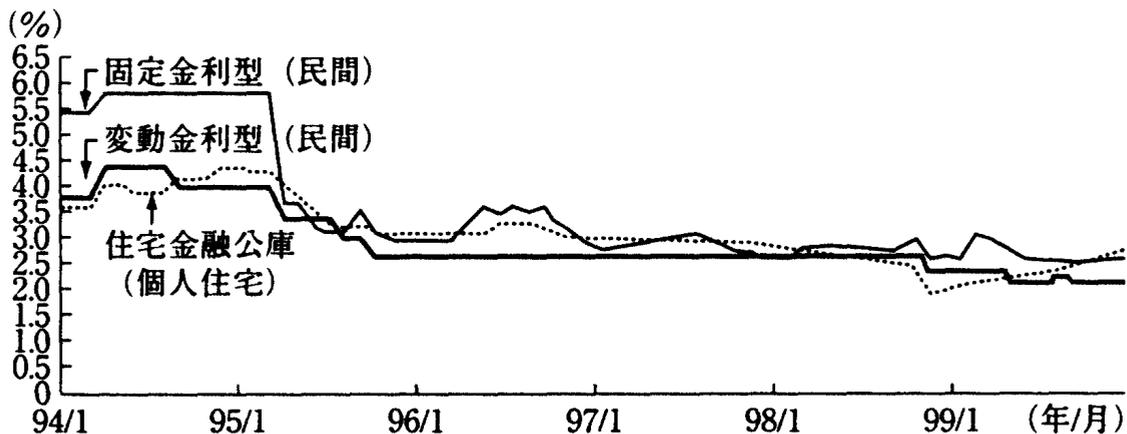
消費者ローン残高と新規貸出額の推移



住宅ローン残高の推移



住宅ローン金利の推移



大型フリーローンが急増したことから、87年頃から銀行を中心に著しい伸びをみせたが、92年には25.3兆円に達し、その後漸減している。また新規貸出ベースでも、90年をピークとして、バブル崩壊後は一転して減少に転じている。

わが国における住宅ローンの歴史は1950年の住宅金融公庫の設立に始まった。民間金融機関の住宅ローンは61年6月から始まり、83年には変動金利型住宅ローン、親子二世帯住宅ローン等の取り扱いが開始された。住宅ローン残高は97年末で166兆円に達しており、75年末の15兆円に対し、20年間で10倍超となった。

日本の銀行の収益力の低さを、住宅ローンのあり方にその一因を求める考え方がある。それは、日本では住宅金融公庫が住宅ローンの40%方を押さえており、公的制度のない欧米銀行に比べると、収益面でのマイナスが大きい、といった意見である。しかし、住宅ローンの歴史や成り立ちをみると、それも止むを得ないことかも知れない。だから、フィービジネスの拡大が問われるのである。

因みに、2000年3月現在の都市銀行の住宅ローン変動金利は2.375%である。

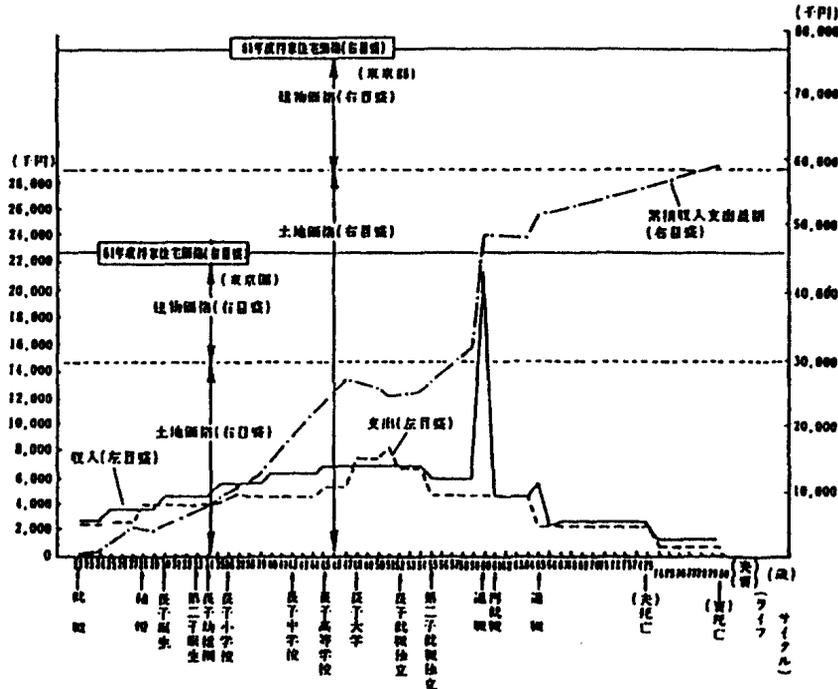
(2) 住宅ローンとライフサイクル

「ライフサイクル仮説¹⁰⁾」とは、ライフサイクル（人の生涯を1つの周期と見る生命の繰り返し現象）と家族の消費、貯蓄との間には密接な関係があるとする仮説で、人々はその生涯の残余期間を絶えず視野において消費パターンを計画し、残った貯蓄総額を退職後の消費と子どもへの遺産に振り分ける、という考え方である。資料としてはやや古い「経済白書」（1988年版、270ページ）に「モデル勤労者世帯の生涯収支と住宅価格」が示されているので、参考までに掲出する。なお、この図では「遺産」の部分がまだ考慮されていないようである。（次葉）

「経済白書」平成11年度版では、ライフサイクル仮説を紹介して、「ライフサイクル仮説によれば、家計は現時点で所有している資産、負債を所与とし、現在から将来にわたる所得及び物価についての見通しを立て、それらによって決定される生涯所得に基づいて現在から将来までの支出のスケジュールを決定する。具体的には、今期の生涯所得は、非人的資源（純金融資産と実物資産）と人的資産（将来所得の割引現在価値）の合計として決定される。家計はこの生涯所得による予算制約のもとで、将来の各時点における支出から得られる効用の割引現在価値の合計が最大となるように各時点の支出を決定する」、としている。（同書40ページ）

銀行の住宅ローンの対応としては、今後金利面でどの程度の考慮（優遇、減免等）が図れるか、検討することである。過去の各個人〔所帯、家計〕の預金、貸金の実

第4-2-15 モデル勤労者世帯の生涯収支と住宅価格



- (備考) 1. 建設省「昭和59年全国消費実態調査報告」、「家計調査年報」、「消費者物価指数年報」、労働省「賃金構造基本統計調査報告」、「退職金制度・支給実態調査報告」、文部省「保護者が支出した教育費調査報告」、「学生生活調査報告」、「学校基本調査」、建設省「建築業工統計年報」、住宅金融公庫「住宅敷地面積調査報告」等により作成。
 2. モデル勤労者世帯の生涯収支及び持家住宅価格の計算方法については付注4-3参照。
 3. 生涯収支は東京圏について計算。

績は保存されているので、後は経営の意思決定次第であろう。

投資信託のライフサイクルファンド（「ニッキン」7月14日号）にも注目したい。（要旨下記）

「ライフサイクルファンド」を投信窓販の柱としようとする銀行の姿勢が強まっている。投信会社も「長期分散投資の究極の形の一つ」として銀行窓販に同ファンドを積極的に提案している。確定拠出型年金の「受け皿」「補完商品」と目されだけに、同ファンドを巡る投信会社間の攻防は加熱済み。ただ、国内外の株式・債券を組み合わせる運用する仕組みは複雑。「誰が投資家教育をするのか」という基本的な議論が置き去りにされる懸念も指摘されている。

ライフサイクルファンドは98年11月にドイチュエ・アセット・マネジメントを皮切りに、すでに13ファンドが設定されている。とくに、今年に入ってからすでに9ファンドが設定され、8月には三菱信アセットマネジメントが設立を予定している。販売の中心は銀行だが、生損保、オンライン証券も積極的に取り上げている。

ライフサイクルファンドは、顧客が年代に応じて自分で運用指示する「選択・ス

「スイッチング型」と、顧客の退職予定年齢別に複数のファンドを用意し、期間経過とともに自動的に資産構成が変化する「退職年限目標型」の2スタイルがある。

米国では、「選択・スイッチング型」のバンガード・ライフ・ストラテジー・ファンド（94年9月設定）が99年3月末で約8千50億円の資産残高。「退職年限目標型」のフィデリティ・フリーダム・ファンド（96年10月設定）が3千370億円。ここ数年間に主要なファンドが設定され、急速に残高を増やしている。

日本の投信販売は、市況観（相場観）から公募ファンドを提案する傾向が強い。このため、その時々市況に応じて取り扱い商品を増やす結果となる。これが必ずしも顧客の利益にならないことから、コンサルティングをベースに資産形成の一環として投信を活用する販売方法への転換を急いでいる。

ドイチェ・アセットの「BT ライフ・プラン」をフルセットで取り扱うのは、庄内・広島・京葉銀など14行になった。資産残高は230億円を超えた。

9. 国民の生涯生活設計の豊かさの最大化への銀行の寄与

これまで時間をかけて①「健全化・効率主義的銀行経営は、福祉金融と両立できるか」と、②「時間的資源配分としての住宅ローン」について、検証してきたので、おおむね方向は明確になったと思う。

若干説明を加えると、テーマ①は銀行経営のあり方として、「福祉金融」を両立させなければならない、という思考が、その結論である。

最近、90年代を大蔵の裁量行政の失敗と未曾有の銀行崩壊に見舞われた「失われた十年」と規定し、次の10年を「再生の十年」としようという考え方がよく言われる。現在日本の銀行経営者は、自信を失って指導性のカケラもないという状態である。彼らに今、「豊かさへの銀行の寄与」を問うことは、厳しすぎるテーマである。同じく、銀行出身の筆者にとっても、このテーマが厳しいことには変わりがない。

銀行の公共性は名目だけのものではない。企業の社会的責任が一層問われる時代に入って、銀行業はより強く社会的責任を問われている。米国では、銀行業はサービス産業へと変貌している。そして、地域社会再投資法（77年）では銀行はその地域の住宅資金需要や健全な資金需要に応える義務を課されている。機会均等法や男女差別の問題もある。現に、支店の新規開設、合併・被合併において制約を受けるペナルティーもある。

日本においても、単に地域還元融資の問題に止まらず、地方公共団体向けの融資や、地元中小〔零細〕企業への融資態度や個人・消費者への収益還元が銀行の姿勢

として問われるのは、今日・明日のことになろう。

第二のテーマである②「時間的資源配分としての住宅ローン」について付け加えるとすれば、それはそのような「仕組み」をいかに作るかの問題であろう。銀行の作る商品にはまず特許に値するようなものはないといっている。いわば、「公知の事実の積み重ね・組み合わせ」であるから、なかなか特許には値しないのである。工業製品であれば、新商品はある程度高くても売れる。銀行の新商品は、工業製品のように高くは売れないが、マーケットを制することができる。企業、個人（家計）に「くさび」を打ち込み、同業者に水をあけることができる。これが銀行にとっての「創業者利益」である。

今の都銀経営者は右顧左眄して、なかなかイニシアティブを取ろうとしない。その点、東京都の方が先を行っている。都は金融機関に「呼び水」預託をしたり、信用保証料の補助をしたり、中小企業のための債券市場を作ったりと、なかなか多彩な活動をしている。¹¹⁾ 都銀経営者も、都にならって、もっと創業者的発想ができないものだろうか。

注)

- 1) 中小企業庁『中小企業白書』2000年版、大蔵省印刷局、425-426ページ。
- 2) 岩田規久男『金融法廷』日本経済新聞社、1998年、100ページ。
- 3) 同上、174ページ。
- 4) 「よくわかる銀行のディスクロージャー」全国銀行協会、1999年8月。
- 5) Anthony Rowley, *Banking in Japan*, Financial Times Financial Publishing, London, 1996, p.74.
- 6) 岩田規久男、同上、171ページ。
- 7) 橋本光憲「個人・中小企業と金融仲介」『国際経営論集』No. 20、神奈川大学経営学部、2000年11月。
- 8) 「ニッキン」日本金融通信社、2000年7月14日号。
- 9) 『図説わが国の銀行』全国銀行協会、財経詳報社、2000年、116-119ページ。
- 10) 『有斐閣経済辞典（第3版）』有斐閣、1998年。
- 11) 『中小企業のための金融の手びき』東京都、1997年。

参考文献

『有斐閣経済辞典（第3版）』有斐閣、1998年。

『図説 わが国の銀行』全国銀行協会、財経詳報社、2000年。

〔後注〕

- I 本稿の67ページで、「三行提携から下りた、あさひ銀行の場合は、盛んにリテールバンキングキャンペーンを打っているが、金利上乘せのような具体策を示していないようだ」と書いたが、その後、「あさひ銀行『特別予算』プロジェクト～スリムなローンでワイドな生活～として、あさひ銀行で住宅ローン・住宅金融公庫を利用中の顧客に対して、「総合口座型カードローン」を発表している。内容は当座貸越極度額：50万円型／100万円型。標準金利年6.375%（平成12年7月10日現在）。これには、あさひポイントバンクのステージに応じた金利優遇がある。